特別定額給付金について

政府から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、「特別定額給付金事業」を実施すると発表されました。

給付対象者

基準日（令和２年４月27日）において、住民基本台帳に記録されている方

受給権者

給付対象者が属する世帯の世帯主

給付額

給付対象者１人につき10万円

給付金の申請および給付の方法

感染拡大防止のため、給付金の申請は以下の２通りを基本とし、給付は原則として、世帯主本人名義の銀行口座への振込により行います。

郵送申請方式

町から世帯主あてに、給付金の申請書を５月16日㈯に発送しました。申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに町へ返信用封筒で郵送してください。

申請期限は、郵送申請方式の申請受付開始日から３カ月以内となりますので、**８月18日㈫（消印有効）までに申請を行ってください。**

お早めの申請をお願いします。

※申請書を返送する際は、記載漏れや添付書類のお忘れがないか、再度の確認をお願いします。申請書に不備がある場合は、給付が遅れます。

オンライン申請方式

（世帯主がマイナンバーカードを所持している場合に利用可能です）

マイナポータルから振込先口座を入力したうえで、振込先口座の確認書類をアップロードしてください。

※電子署名で本人確認を実施しますので、本人確認書類の提出は不要です。

給付金を装った詐欺にご注意ください！

ご自宅や職場等に伊奈町や総務省等をかたった電話や郵便、メール等が届いた場合は、町役場や最寄りの警察署または警察相談専用電話（**＃９１１０**）にご連絡ください。

給付金について詳しくは特別定額給付金ポータルサイトホームページをご覧ください。

問　特別定額給付金に関するお問い合わせや相談は、特別定額給付金コールセンターをご利用ください。

☎０１２０－２６００２０

（９時～20時）

※特別定額給付金に関するお問い合わせや相談は、上記コールセンター以外では受付しておりません。

※お電話がつながりにくい時間帯があります。つながらない場合は、時間をおいておかけ直しください。

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給について

伊奈町国民健康保険または伊奈町後期高齢者医療に加入されている方で、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することができない方（給与の支払いを受けている方に限る）を対象に、傷病手当金を支給します。

支給を受けるためには申請が必要です。申請を希望する場合は、必ず事前に電話で保険医療課へお問い合わせください。

支給対象期間

就労ができなかった期間のうち、始めの３日間連続して仕事を休んだ期間を除いた、４日目以降の休みの期間（入院が継続する場合は最長１年６か月間）

※４日目以降の休みが令和２年１月１日～９月30日の期間に属すること

支給対象日数

支給対象期間において就労を予定していた日数

支給額

（直近の継続した３か月間の給与収入の合計額÷就労日数）×支給対象日数×２/３

※給与等の全部または一部を受けることができる場合は、支給額が調整されます。（支給されない場合もあります）

※支給額には上限があります。

問　**国民健康保険加入者…保険医療課㈹２１７２**
後期高齢者医療加入者…保険医療課㈹２１７５

「子育て臨時特別給付金」については、11ページをご覧ください。

「新型コロナウイルスに関する相談窓口」については、17ページをご覧ください。

そのほか、支援策の新しい情報については、随時町ホームページでお知らせします。

町ホームページ▶